

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-505863(P2005-505863A)

【公表日】平成17年2月24日(2005.2.24)

【年通号数】公開・登録公報2005-008

【出願番号】特願2003-536953(P2003-536953)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/00 (2006.01)

G 06 Q 10/00 (2006.01)

G 06 F 17/30 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/60 1 2 6 W

G 06 F 17/60 5 1 2

G 06 F 17/30 1 1 0 F

G 06 F 17/30 1 7 0 Z

【手続補正書】

【提出日】平成17年9月21日(2005.9.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

健康データを格納するデータベース(4)を各自に有する一つまたは幾つかの中央局(3)と、

前記中央データベース(4)から健康データを検索するため、および/または前記中央データベース(4)に健康データをアップロードするために、前記データベース(4)に接続された端末装置(1)と、

を備えた、それぞれの患者の個人識別データおよび対応する健康データを含む患者データを処理するためのデータ処理システムにおいて、

健康データG Dが個人識別データへの割当無しに前記中央データベース(4)に格納され、それぞれの患者の健康データセットにデータ記録識別コード(D I C)が割り当てられ、健康データセットの検索には対応するデータ記録識別コードの入力が必要である、ことを特徴とするデータ処理システム。

【請求項2】

D I Cが、電子患者カード(5)に格納された患者カードコード(5 a)および患者によって入力される個人識別コード(P I N)を含むことを特徴とする、請求項1に記載のデータ処理システム。

【請求項3】

D I Cが、電子患者カード(5)に格納された患者カードコード(5 a)および健康専門化識別コード(6 a)を含むことを特徴とする、請求項1または2に記載のデータ処理システム。

【請求項4】

D I Cの暗号化転送のための手段および/または中央データベースから検索された健康データの暗号化転送のための手段を特徴とする、請求項2または3に記載のデータ処理システム。

【請求項 5】

データ入力コードが時間によって制限され、健康データを検索するときに、該コードが前記中央システム（3）によってそれぞれの健康データと一緒に要求端末装置（1）に送信されることを特徴とする、請求項1ないし4のいずれか一項に記載のデータ処理システム。

【請求項 6】

前記患者カードが患者識別画像（5b）を含むことを特徴とする、請求項2ないし5のいずれか一項に記載のデータ処理システム。

【請求項 7】

前記中央システム（3）が、前記中央データベース（4）から物理的に離れた偽名化コンピュータ（7）を含み、該偽名化コンピュータが一方に個人識別データおよび他方に対応するDICの割当テーブルを含み、それが対応する個人識別データと一緒に入力された健康データを受け取り、個人識別データを対応するDICに置換し、健康データを対応するDICと一緒に前記中央データベース（4）にファイルするために出力することを特徴とする、請求項1ないし6のいずれか一項に記載のデータ処理システム。

【請求項 8】

前記中央システムが、前記偽名化コンピュータ（7）から物理的に離れた入力サーバ（8）を含み、そこに前記端末装置（1）がオンラインリンク（9）を介して接続され、前記入力サーバが前記端末装置によって送信されたデータを、前記偽名化コンピュータ（7）へのオフライン転送のためにその出力側に提供することを特徴とする、請求項7に記載のデータ処理システム。

【請求項 9】

それぞれの患者の健康データの選択可能な部分が直接検索できるように前記患者カードに格納されることを特徴とする、請求項2ないし8のいずれか一項に記載のデータ処理システム。

【請求項 10】

各患者の健康データの少なくとも緊急関連部分の許可検索ができるように緊急通報センタを前記中央局に接続し、健康専門家が健康データの許可された緊急読み出しを要求するために、前記緊急通報センタで健康専門家を認証するための認証手段を設けることを特徴とする、請求項1ないし9のいずれか一項に記載のデータ処理システム。